

2. 個人情報取り扱いについて

受検申請書・内訳書に記載された情報は当該試験実施に係ること以外には使用いたしません。ただし、P32「個人情報の取り扱い承諾書」を提出された方については、ご承諾いただいた範囲のみで使用いたします。

3. 受検申請上の留意事項

(1)受検申請書類の受理は以下の事項全てに該当する場合に限ります。

- ・受付期間内に受検申請書が提出されたもの（**受付期間最終日までの消印があるもの**）
※人数制限のある職種（作業）については、必ず受検手数料を納入後、受検申請書及び内訳書を送付してください。
- ・**受付期間内に受検手数料が納入されたもの**
- ・受検資格等、受付の要件を満たすもの
- ・必要事項が記入されているもの（本人確認書類の写しが貼付されていることを含む）
※受付期間内であっても、受検申請書・受検手数料のいずれかが確認できない場合や、受付期間外の申請又は受検手数料の納入等により受付できない場合は、受検申請書類の返却及び受検手数料の返金を行います。
- ・原則として、受検申請者が静岡県内に在住又は在勤（在学）であるもの

(2)受検手数料は、**学科試験手数料（3,100円）と実技試験手数料の合計金額**を納入してください。

（片方の試験のみ受検申請される方は、該当試験の受検手数料を納入してください）

受検申請書受付完了後は、受検手数料は返金しません（受検者の入れ替えもできません）。

(3)実技試験又は学科試験免除の方は、免除される試験の受検手数料は不要です。また、両試験とも免除の方は写真も不要です。

受検申請書受付完了後に免除資格があることが判明しても、試験の免除はできません。

また、受検手数料の返金もできません。

受検申請時に免除資格証明書類（技能検定合格証書、指導員免許証、合格通知書等）の写しを必ず添付してください。

(4)実技試験及び学科試験の両試験の免除を受ける資格のある方は、P10～12の実施職種にかかわらず、全職種のD区分に受検申請することができます（詳しくは当協会までお問合せください）。

(5)障害等により特別な配慮が必要な方が受検を希望される場合は、受検申請前に当協会までご相談ください。

(6)原則として、同時に複数の検定職種（作業）に受検申請することはできません。

(7)本年度に技能検定委員を委嘱された方（予定者含む）は、当該検定職種（特級を除く）の受検申請はできません。
ただし、実技試験及び学科試験の両試験の免除を受ける資格のある方は、D区分に受検申請することができます。

(8)試験会場における試験設備の事情等により、実技試験・学科試験の全職種において受検人数を制限する可能性があります。人数制限をする際の選考方法としては、受検申請書類受付順や、1事業所当たりの人数の制限等が考えられますのでご承知おきください。また、申請状況等により他県で受検していただく場合や実技試験を取りやめる場合もあります。なお、受検人数の制限により受検申請を取り下げいただく場合は、A甲区分からA乙、A丙区分への変更はできません。受検申請書類の返却及び受検手数料の返金を行います。受検人数の制限等の状況は、当協会ホームページに掲載いたします。

(9)機械設備の関係で、受検者の所属事業所（学校）を実技試験会場として依頼させていただく場合や、試験係員を依頼する場合があります。試験会場・試験係員のご協力がいただけない場合、当該事業所（学校）からの受検申請はご遠慮いただく場合があります。受検申請をしていただいた方については、試験会場・試験係員のご協力について承諾しているものとみなします。

P10～12の●印の職種（作業）は実技試験会場が受検者の所属事業所（学校）となります。

受検申請時にP24「技能検定 実技試験実施計画書」を必ずご提出ください。

(10)学科試験・実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として令和8年4月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。

(11)実技試験問題又は概要（公表分）は11月27日（金）付で、個人申請の場合は申請者に、企業・団体取りまとめの申請の場合はご担当者あてに送付しますので、届かない場合は当協会にご連絡ください。

なお、受領後の紛失に伴う再発行はできませんので、お取り扱いには十分ご注意ください。

(12)学科試験及び計画立案等作業試験（一部の職種（作業）においては判断等試験含む）会場には、原則として公共交通機関でお越しください。

(13)学科試験及び計画立案等作業試験（一部の職種（作業）においては判断等試験含む）会場は、個人申請の場合は現住所、企業・団体取りまとめの場合は所属企業・団体住所により割り振ります。

(14)職種（作業）によっては、安全衛生法関連法令等に基づく資格証や特別教育を要する場合があります。

詳細は、P13「労働安全衛生法関係法令に基づく就業制限を伴う職種（作業）及び特別教育を要する職種（作業）」をご参照ください。

4. 試験の通知

(1)学科試験及び実技試験の実施について、試験日時・試験会場・その他注意事項等を記載した受検票を12月下旬までに送付します。受検票が届かない場合は、当協会にご連絡ください。

(2)受検申請後に住所・氏名等を変更した方はP26「申請内容変更届」をご提出ください。

5. 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年5月29日付厚生労働省発出「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」は令和5年度に廃止されました。それに伴い、日常における基本的な感染対策は個人・事業者の判断に委ねられることとなりました。

令和8年度の技能検定試験の実施にあたり、当協会の基本的な感染症対策は以下のとおりとなりますので、ご承知おきください（試験会場となる事業所や公共施設等で感染症対策のルールが定められている場合は、そちらを優先いたします）。

①マスクの着用：個人の判断に委ねます。

②手指消毒：引き続き実施、ご協力をお願いいたします。

（上記内容に変更があった場合には、当協会ホームページにてお知らせいたします）